

平成20年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

- 日時 平成20年9月4日(木) 13時30分～15時30分
- 場所 中央コミュニティセンター 8階83会議室
- 出席者 遠藤委員、大前委員、樫浦委員、加藤委員、小泉委員、田川委員、豊田委員、
長倉委員、成田委員(三上オブザーバー、渡邊オブザーバー)
- 事務局 (高齢福祉課) 白井課長、南主査、田村主任主事
(介護保険課) 榎本主事
(障害企画課) 大須賀主任主事
(障害者自立支援課) 秋山主事
(交通政策課) 三橋主任主事
- 議題 (1) 福祉有償運送実施団体の実施状況について
(2) 申請団体へのヒアリングについて
(3) 申請団体の協議について
(4) その他

(事務局)

委員の皆様、大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから、千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます高齡福祉課の田村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日ご出席の委員数は、総数10人のうち9人でございますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

松岡委員につきましては、欠席との連絡をいただいております。なお、本日の協議会は、議題(3)申請団体の協議については非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承いただきたいと思います。

それでは初めに、白井高齡障害部高齡福祉課長よりご挨拶を申し上げます。

(白井課長)

みなさま、こんにちは。高齡福祉課長の白井でございます。会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中、千葉市福祉有償運送運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より市政全般にご理解ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして、合わせて御礼を申し上げます。

さて、本市では、福祉有償運送に携わります団体は、18団体が活動してございま

て、その実績は、登録会員数で881人、運送回数は7,856回でございます。また、千葉市の高齢化率は、18.57%、高齢者人口は17万3千人ぐらい、介護保険の要介護認定及び要支援認定を受けている方は、このうち約2万5千人いらっしゃいます。また、障害を持つ方への市の単独助成であります通所交通費の助成は、件数が延べ6千4百人くらい、福祉タクシー券の交付人数は5千人を超える状態でございます。

この状況を踏まえ、公共交通機関によっては移動できない移動制約者にとりまして、福祉有償運送は、移動手段を補完する重要な役割を担うと考えています。本日の運営協議会では、更新申請の協議が、7法人8団体から、運送の対価の変更協議が1団体からあがっておりますので、次第にありますように、各団体にヒアリングを実施させていただきまして、その適否につきまして審議をお願いすることとなりますが委員の皆様には忌憚りの無い意見を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶と代えさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。既に委員の皆様を平成19年7月2日付で2年間の任期で委嘱をさせていただいております。それでは、委員をご紹介いたします。

千葉市手をつなぐ育成会副会長 小泉恵子委員です。

特定非営利活動法人ひだまり専務理事 田川正浩委員です。

千葉市町内自治会連絡協議会副会長 長倉委員です。

国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官 川口千晴委員ですが、本日は、オブザーバーといたしまして国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の三上運輸企画専門官と渡邊運輸企画専門官にもご出席いただいております。

有限会社白山自動車交通代表取締役遠藤委員です。

千葉県交通運輸労働組合書記長 大前真人委員です。

特定非営利活動法人まちづくり千葉 樫浦敏彰委員です。

千葉構内タクシー株式会社代表取締役 加藤末昭委員です。

千葉市社会福祉協議会常務理事 豊田弘行委員です。

なお、豊田委員には、前任の山形委員に引き続き、会長とさせていただきたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

(事務局)

ありがとうございました。豊田会長さん、恐れ入りますが、会長席へご移動願います。それでは、会長となられました豊田会長さんより、ご挨拶をいただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいまご紹介いただきました千葉市社会福祉協議会豊田でございます。なにぶんこのような大役は初めてでございますので不慣れでございます、みなさまのご協力をいただきながら会を運営して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、座ったまま議事進行をさせていただきます。本日は、議題4点ということでございますので、まず議題(1)の福祉有償運送団体の実施状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

高齢福祉課の南と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただいて説明をさせていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。現在、千葉市では19法人が登録されておりますが、18、19番の法人は20年度からの活動でございますので、19年度につきましては17法人でございますが、ご覧のとおり、概ね良好に運営されております。このうち、6番の社会福祉法人心友会しいのみ園、7番の社会福祉法人晴山会桜が丘晴山苑、10番の社会福祉法人春陽会ディアフレンズ美浜については、団体に市から送迎補助がございますので、福祉有償の実績ということでは、ゼロになっています。

また、6番のしいのみ園と12番の介護サポートつくしんぼにつきましては、今回、有効期限が参りますが、更新をしないということで、更新の申請団体には入っておりません。

また、10番のディアフレンズ美浜は、下に書いておりますとおり、6月18日を以って廃止届けを出しまして、福祉有償運送の登録団体から抜けております。簡単ではございますが、19年度の福祉有償運送登録団体の実施状況は、以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。何か事務局の説明に対しまして、ご質問はございますでしょうか。

(田川委員)

更新をしないという団体があるということですが、これは、登録団体のトータルの数は変わるということですね。

(事務局)

そうです。登録団体の数は、変わります。

(会長)

他にございますか。

(長倉)

どういう方法で一般公募を受け付けているのですか。この団体を見ると、市内ばかりではないですが、どのような管轄でやっているのですか。どういう法律の基準でできているのですか。

(事務局)

道路運送法に基づくもので、募集につきましては、市政だより等で受け付けております。今回新たに実施したいという団体はありませんでした。

(長倉委員)

例えば、社協では、隣近所の助け合い運動の中でやっていますよね。そういうものに対しての有償はしてくれないのですか。

(事務局)

非営利法人等の法人格をもった団体のみ認められたものでございます。

(長倉委員)

法人じゃないものは、ダメということですか。民生委員だったり、社会福祉協議会だったり、やった場合には、お金はもらえないわけですか。

(事務局)

福祉有償運送団体に対しては、市からの補助はございませんし、輸送に対する対価も取ることはできません。

(長倉委員)

これに対する調査だったり、管理監督だったりはどうに行われていますか。架空の運送を行ったりしていないかの確認は、どのように行っているのですか。

(三上オブザーバー)

監査は、事故などがあれば、当然行います。運送事業は、報告する義務がございますが、その報告に書かれていることが、正しいか正しくないかまでは、確認できません。毎回、運送することに日報をつけてもらっています。

(田川)

更新をしない団体が2団体ございましたけれども、差し支えなければ、更新しない理由はこういったものでしょうか。

(事務局)

まず、6番のしいのみ園につきましては、市の補助があるということで今回申請しないということです。12番の介護サポートつくしんぼにつきましては、今後は、実費程度の運送の対価のみを取ることで、福祉有償運送を行わないとのこと。

(会長)

他にございますか。無いようでしたら、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題(2)の申請団体のヒアリングについて、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料2をご覧ください。今回、更新申請ということで7法人の8事業所、それから運送の対価の変更申請ということで1団体からの申請があがっております。

委員のみなさまには事前に配布いたしました申請団体一覧表で既に内容をご覧いただいておりますが、内容について質問等があるかと思っておりますので、この場に申請団体をお呼びしておりますので、申請の不明な点等について、委員よりご質問等をお願いいたします。なお、ヒアリングは、1団体5分程度を予定しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(会長)

1団体5分というのは、説明と質問を含めて5分ということでよろしいですか。

(事務局)

説明と質問を含めてということで、お願いします。

(会長)

それでは、お手元の資料の順番にヒアリングを実施したいと思います。まず、1番目の特定非営利活動法人風さんですね、それではひとつ、簡潔な説明をお願いします。

(風)

やなせと申します。主な事業は、知的障害、行動障害がある方達でタクシーやバスなどにひとりでは乗れない方たちを対象としております。送迎だけはやっておりません。必ず何かのケアをプラスしての送迎をしております。四街道市にありながらも千葉市のすぐ近く

にありますので、現在45名が登録されております。20年3月末には、43名でしたのでわずかながら増えておりますが、全体の送迎数は、四街道市及び佐倉市を含めて、約278回に減っております。理由としては、有志で運送に協力していただけるヘルパーの方が減っていることがあります。運転者も2名ほど辞めましたが、新たに3名の方を登録しております。

そのほか新たに変わったところは、ガソリンが値上がってしまったので、1キロ60円でやっていたのが、大きな金額は変えていないのですが、50キロ以上から80円で計算していたのを、今回から30キロ以上から80円で計算させていただくということに変えましたが、実際30キロ以上乗られる方というのはほとんどいないので、ほとんどの方は今までと変わらないということです。それから、1キロから3キロで乗られる方は、すべて無償でやっておりますので、3キロから有償運送料金が発生するというのでやっております。大きな変化はそれだけになります。

(会長)

それでは、ご質問がありましたら、よろしくお願いします。

(三上オブザーバー)

旅客の範囲の中の知的障害者の中で、軽度の方が1名いらっしゃるということですが、この方の状態、つまり軽度とは、どのような状態なのか教えていただけますか。

(風)

行動障害があるということと、その療育手帳で児童相談所が判定することとはあまり合わない場合が多いのです。精神障害を併発していても、保護者や本人が認めなかった場合などは軽度になってしまいますので、そのあたりはこちらで判断させていただいております。対象にならない方は、こちらで抜いてあります。

(三上オブザーバー)

タクシーに乗ろうとする場合に、やはり、ひとりじゃ乗れないような状態にあるんですね。

(風)

まず、コミュニケーションを取るのが難しい方とか、例えば、3歳とか4歳とか小さいお子様もいらっしゃいますので、最初からひとりでは動くのは難しい方もいらっしゃいます。

(三上オブザーバー)

そういう、公共交通機関を利用できない方ということでもいいですね。分かりました。

(会長)

ほかにございますか。それでは、質問も無いようございますので、これで特定非営利活動法人風のヒアリングを終わります。お疲れ様でした。

続きまして、2番目の申請団体、お願いします。

(ロンの家福祉会)

ロンの家福祉会の長谷川でございます。よろしく申し上げます。私どもの団体も、知的障害をお持ちの成人及び児童の方の、輸送のみではなく、活動を込みで、スタッフ、ヘルパーが付き添う形で車両に乗りまして、たとえば学校あるいは施設から私どもの拠点があります船橋市の方にいったん参りまして、そこから一定の時間を過ごす、あるいは近くの公園などに出かけて、夕方あるいは夜にご自宅の方の方にお送りするといった活動内容になっております。

現在、千葉市では11人の方が登録をされておまして、一番小さい方で中学生から成人の方がいらっしゃいます。みなさん、行動障害がございます。意思の疎通、コミュニケーションができない方もいらっしゃいますし、お話しはできたとしても、長い信号待ちや踏み切り、交通渋滞等で、車の停止時間が長いと待ちきれずに、隣にいるスタッフ、ヘルパーに危険な行為が出る、あるいは自傷行為、自分の手をかむ、髪の毛を抜き始めてしまうような行動がある方も複数含まれていらっしゃいます。

車での走行距離は、千葉から船橋まで来ますので、片道でだいたい10キロくらいございますので、往復で20キロくらいでございます。

(会長)

ありがとうございます。質問等がありましたらお願いします。

(長倉委員)

施設は、船橋にありますよね。千葉市と船橋市の間には、習志野市や八千代市がありますが、その人たちの送り迎えも行っていますか。

(ロンの家福祉会)

私どもの団体は船橋、習志野、八千代、千葉の4市の方を対象としています。

(長倉委員)

書類には、千葉市と船橋市の2つしか書いてないですが。

(ロンの家福祉会)

今回、千葉の申請ですので、千葉の方から利用者さんを乗せて、必ず船橋の拠点を使って

いるということです。

(会長)

長倉委員さん、この運営協議会は、千葉を発着とする利用者さんのみを対象としています。今、お話にありましたとおり、施設は船橋にありますけれども、千葉を発着して船橋にという方を対象としておりますので、習志野とか浦安が発着となれば、またそちらの方で審議するようになるということでございます。

(長倉委員)

そうすると、千葉を発着として、船橋以外に行く場合はどうなるのですか。

(三上オブザーバー)

道路運送法の中で決められているのですが、どこに事務所があってもかまわないのです。団体に登録している会員さんが居住している所、先ほどの話では、船橋に事務所があって、その会員の方が居住しているのが千葉市であれば、例えば、千葉市から習志野に行く場合もあるし、千葉市から市川に行く場合もあります。それでも結構です。送迎の発着地のどちらかが千葉市に入っていれば、結構ですので、千葉市に会員がいるならば、千葉市の運営協議会で協議していただくというのが、前提なのです。千葉市と船橋市の行き来しかできないということはないです。

(会長)

よろしいですか。他にございますか。

(三上オブザーバー)

旅客の範囲の中で、申請は、イの身体障害者の方、ニの知的障害者等の方になると思いますが、参考書式の名簿の中にイに該当する方はいないのですが、重複する方はいらっしゃいますか。

(ロンの家福祉会)

現在は、身体障害者をお持ちの方はいらっしゃいません。イは、船橋市の方だけです。

(三上オブザーバー)

それで、申請書類でイのところにチェックがあるのですね。分かりました。それから、利用料金一覧の中に、冷暖房費というのが記載されておりますが、これは運送の対価以外のものということよろしいですか。

(ロンの家福社会)

ご指摘のとおり、福祉有償とは関係の無い経費でして、これは私どもの施設を利用している方にお支払いいただく経費で、輸送とは関係のない経費です。

(三上オブザーバー)

分かりました。

(加藤委員)

三上さんに伺いたいのですが、定款に輸送サービスは入らなくて良いのですか。

(三上オブザーバー)

入れていただく必要があります。当初、運輸支局の方で指導はしてなかったと思うのですが、法律に基づくことをやるわけなので、今後で結構ですので、理事会に議案を挙げていただき、定款の変更をお願いしたいと思います。

(ロンの家福社会)

かしこまりました。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは、ご質問が無いようですので、ありがとうございました。続きまして、3番目の申請団体、お願いします。

(九曜会)

社会福祉法人九曜会たかね園ですが、通所更正施設になります。主に福祉有償運送をする方ですが、たかね園の利用者の方で保護者の方が働いておられて、園で送迎バスを利用しているが停留所に間に合わない方ですとか、保護者の方も年配の方が多くなっておられて、車でのお迎えが難しくなっている状況もあります。あと、知的障害の方は、日頃からのコミュニケーションをとらなければ、パニックや不安定等になってしまい、運転者等に対し危害を加えることがあります。

保護者からも施設の職員など利用者を良く知る方に送迎してもらいたいという要望もありまして、その点が大きくなっております。

運送の形態ですが、千葉市を発着とする地域で行っております。使用車両は、軽車両が減っております。あと、運転者は異動等により若干変更があります。運行管理責任者も異動により変更になっています。あと利用者さんですが、知的障害者が主なのですが、重複されている方もおり、精神障害等をお持ちの方もいます。

(会長)

ご質問がありましたらお願いします。

(田川委員)

登録会員の数と、先ほどの利用実績にあった数が違うのは、時点のズレですか。かなり利用者が増えているように思えるのですが。

(事務局)

その通りです。あと、申し訳ありませんが、事前に配布した資料に数字の訂正がありまして、本日、配付した資料をご覧いただければと思います。そのことについて説明がありませんでした。申し訳ありませんでした。

(加藤委員)

こちらも定款に記載がありません。

(会長)

定款は、34ページにあります。

(三上オブザーバー)

公益を目的とする事業として、34ページに記載があります。

(三上オブザーバー)

運転手の佐藤さんは、ヘルパーの資格等をお持ちですか。福祉有償運送の代替教習は受講済みとのことで、研修修了書の写しが添付されているのですが、セダン型講習の修了証が付いていないようですね。

(たかね園)

今月の下旬に受講予定です。

(会長)

他にございますか。ありがとうございます。他に質問が無いようなので、終わらせていただきます。それでは、4番目の申請団体の、桜ヶ丘晴山苑さん、晴山苑さんをお願いします。

(桜ヶ丘晴山苑)

桜ヶ丘晴山苑の三須と申します。よろしくをお願いします。有償運送を必要とする理由とし

ましては、通所が困難な方、特に重度の障害を持った方であるとか、特別支援学校の卒業生の中でも重複障害のある方とか、てんかん等の発作があり支援になれた職員が付き添う必要がある方とか、通所または病院等への送迎という形で、福祉有償運送を実施させていただきたいと思ひまして、更新登録申請を行わせていただきます。

前回との変更点は、整備管理の責任者を変更しています。あわせて、車両が1台追加となっています。軽車両で車椅子を運送する形をとっていましたが、それでは大きさに車椅子の方を運送するのは難しいということで、普通車両を導入しているところです。

あわせて、利用者につきましては、前回よりも数名多くなっていますが、新規に通所を開始した方が対象になったということで、24名の方を登録させていただいております。知的障害をお持ちの方が7名、身体障害をお持ちの方が17名でございます。

それ以外のところで大きく変わったところはございません。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ご質問ございましたら、よろしく申し上げます。

(三上オブザーバー)

2事業所でやられるのですね。運転手の要件は調べていますか。

(桜ヶ丘晴山苑)

調べています。

(三上オブザーバー)

定款に輸送に係ることは書かれておりませんので、今後で結構ですので、定款に記載をお願いします。

(晴山苑)

事業として登録するということですか。

(三上オブザーバー)

晴山苑としては、事業であるということですね。どういう捉え方をされるのですか。営利目的ではないので、事業ではないということなのですか。

(晴山苑)

第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業とあるのですが、こういう形で登録するということなのですか。ちょっと分からないので。

(三上オブザーバー)

法律に基づくものなので、定款上、何らかの位置づけをするべきということです。
あと、最後に確認なのですが、旅客の範囲の中で身体障害の方と知的障害の方が主に単独で公共交通機関を利用できない方を運んでいるという理解でよろしいですか。

(桜ヶ丘晴山苑)

はい、結構です。

(会長)

他にございますか。2事業所がございまして、資料も分厚いのでお時間を取りたいのですが、いかがでしょうか。

(榎浦委員)

73ページですが、車両のNo1とNo2の登録番号が同じになっているのは、間違いですか。

(晴山苑)

記入ミスです。

(榎浦委員)

ほぼ同じスペックの車両ということで、よろしいですか。

(晴山苑)

その通りです。

(会長)

それでは、ご質問が無いようですので、お疲れ様でした。
5番目の申請団体の方、よろしくお願ひします。

(ハピネス浜野)

社会福祉法人アフターケア協会ハピネス浜野です。変更点につきましては、運送の対価を変更いたしました。以前は、1キロ140円という額で設定していたのですが、利用者の方からそれでは高いということで、利用するのはかなり厳しいという話を受け、対価をその半分強くらいで、1キロ80円という額で設定しました。また、介助料を乗降1回につき、50円という額を設定しております。

あと変更点は、運転手のほうが1名増えております。現在、2種免許所有が1名、1種免

許所有が4名です。安全運転講習の方は、去年の8月に4名全員が受講しております。利用者の方の入れ替えがありまして、身体障害者の方が21名ということで提出させていただいております。説明は、以上です。

(事務局)

さきほど団体から、追加の資料ということで5人とも介護福祉士等の資格を持っていることを事務局で確認しました。また、5人の運転者につきまして、過去3年間の事故等の違反はないということを確認しました。以上です。

(三上オブザーバー)

定款の中には、福祉有償運送のことが記載されていないので、今後で結構ですから、定款の目的等に福祉有償運送を盛り込むような理事会の議決をしていただければと思います。

(樫浦委員)

利用者数が19名ということで、前年度の運送回数が1432回ということで、非常に頻度が多いと思うのですが、結構ヘビーユーザーの方が多いのですか。

(ハピネス浜野)

通所と生活介護の方を対象としておりまして、通所の方が7名いるのですが、月から金の毎日乗っているということもあって、この数字になっていると思います。

(樫浦委員)

距離が3万5千キロあるということで、平均すると、20数キロになりますが、遠い所の方が多いのですか。

(ハピネス浜野)

特に、通所の方は、私ども中央区浜野から美浜区高浜に行く方、緑区の土気町の方だと往復で25キロくらいになります。そういう所が、かなり多いと思います。

(樫浦委員)

他の団体よりも距離が長いと思ったので、では比較的遠くの方が利用されているということで良いですね。

(会長)

他にございますか。

(檜浦委員)

運転をする方が5名ですね。その方が結構大変かと感じたのですが、ほとんど送迎ばかりしているという感じですか。

(ハピネス浜野)

5名の職員は、介護の現場の職員になります。8時半から10時くらいまで、帰りは4時から5時半くらいまで、それぞれ1時間半くらいの運転をしています。運転手が5人いて、車は4台ありますが、普通車は通常の送迎には使いませんので、普段は、3台の車を使用していることとなります。だいたい、ひとり頭の運転が、週に3から4回ということで、1日にすれば、2時間から2時間半くらいの運転で行っております。

(会長)

よろしいですか。他にございますか。

それでは、質問も無いようでございますので、どうもお疲れ様でした。

6番目の団体の方よろしく申し上げます。

(泉の里)

社会福祉法人宝寿会若葉泉の里です。大きな変更点はありませんが、代表者、理事長が変更で増田務となっております。定款は、前理事長のままになっていますが、これは後ほど変更したいと思います。その他、利用者の状況等については、入所施設ですので、若干入れ替えがありました。その他大きな変更はありません。

簡単ではございますが、以上です。

(事務局)

さきほど団体から運転者の記録証明書を預かりました。過去3年の免許取り消し処分等は、3名ともございません。

(会長)

何かご質問等がありましたら、お願いします。

(三上オブザーバー)

運送しようとする旅客の範囲で、申請書のイの身体障害者とニの知的障害者等の所に印が付けられておりますが、別の会員名簿には、ニの区分に印がついていないのですが、重複の方がいらっしゃるのですか。

(泉の里)

実際、重複の方がいらっしゃいますので、それを含めまして、今回、丸を付けております。

(三上オブザーバー)

運行管理の部分で、運行前後の点呼ですとか、運行記録等の記入は、運行マニュアルに基づいてちゃんと行っておりますか。

(泉の里)

行っています。

(会長)

他にございますか。よろしいですか。

それでは、意見も無いようなので、これで終了します。お疲れ様でございました。

では、7番目の団体さん、よろしく申し上げます。

(すこやかネットみどり)

特定非営利活動法人すこやかネットみどりです。まず、所在地を土気町からあすみが丘に変更しております。また、代表者が変わっております。主な変更点は、運賃の改定及び旅客の追加です。それと、運転者が4人辞めましたが、今回2名の追加で申請を行っております。

(事務局)

運転者の運転記録証明書の一部が添付されておきませんが、先ほど団体から書類の提出があり確認したところ、過去3年の違反はないということ、過去3年の免許取り消し処分は受けていないということを確認しております。

(会長)

事務局から説明がありましたが、その他にございますか。

(三上)

定款に福祉有償運送事業としての追加をお願いします。

また、お話の中で代表者に変更があったということですが、届出は済んでいますか。

(すこやかネットみどり)

いえ、今回の申請で変更します。

(三上オブザーバー)

では、住所の移転も今回でということですか。

(すこやかネットみどり)

いえ、これは、運輸支局の方にも届出しております。

(三上オブザーバー)

会員名簿には身体障害者の方にチェックが入っていないのですが、申請書には、身体障害者の方にもチェックが入っているのですが、これは重複の方がいるのですか。

(すこやかネットみどり)

身体障害者手帳で確認はした会員さんはいないのですが、盲目の方ひとりと下半身不随の方ひとりがいらっしゃいますが、ニのその他の方で登録させていただいております。

(三上オブザーバー)

重複の場合は、その記載をお願いします。

身体障害者の方がいないと、イの身体障害者の区分では申請できないので。

(すこやかネットみどり)

その場合に、身体障害者であることの確認は、確実にしないといけないですね。

(三上オブザーバー)

それは、団体の方でやっていただいて、届出の方には、会員名簿の方には、重複する場合は、両方に丸をしていただいたり、人数に入れていただいたりとかやっていただければと思います。

(会長)

他にございますか。

(檜浦委員)

43ページの登録証の代表者は、中野さんになっていますが、変更になったのはいつですか。

(すこやかネットみどり)

変わったのは、昨年10月1日付けです。登録証は、2年前にいただいたのを添付しております。

(榎浦委員)

そうですか。日付が19年10月9日になっていますが。

(すこやかネットみどり)

そのときは、正式に登録していなかったものですから、前の形でいただいております。

(三上オブザーバー)

前に変わったということですよ。

(すこやかネットみどり)

社員総会で承認されたのが、10月12日です。

(三上オブザーバー)

基本的に軽微な届出に当たるので、事由が発生した時から30日以内に届出いただくことになっております。他の団体もそうなのですが、なかなか届出がないので、確かな手続きをお願いします。

(会長)

他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問も無いようですので、すこやかネットみどりさんのヒアリングを終了します。お疲れ様でございました。

以上が、更新の登録申請でございますが、次の団体は、運送の対価の変更申請団体でございます。それでは、ユーアイやちよさん、よろしく申し上げます。

(ユーアイやちよ)

ユーアイやちよの桃井と言います。よろしく申し上げます。

運送の対価の変更ということで、私ども今年の2月に更新の登録をさせていただき、その時はあまり実感としてなかったのですが、その後、状況が変更したために運送の対価を変更したいということで、よろしく申し上げます。

まず、私どもは、距離制の単価と時間制の単価に分けておまして、距離制の単価は、ガソリン代です。ここにありますとおり、従来は、1キロにつき40円という設定でございましたけれども、これは、1リットル120円を前提にして考えておりました。120円ですと、ちょうど3キロ乗れるということですが、実車が3キロ、同時に空車が3キロで合計6キロ、その他迎車等を入れて7キロ、だからリッター7キロくらいで120円かなあという想定だったのですけれども、これが今は、5割増しの180円前後、最近ようやく落ち着いたようですけれども、1キロあたり60円にしたいということでござい

ます。

それから、時間制料金につきましては、八千代市が27名ほど、19年度の実績でありますけれども、千葉市を基点とするのは2人でございます。このふたりににつきましては、時間外の該当がなかったもので、今まで千葉市では、特別、時間外と休日割り増しは設定しておりませんでしたけれども、今回、八千代市と全く同じ料金設定にしておきたいと思ひまして、該当はないのですけれども、休日と時間外の割り増し20%をしておきたいと思ひました。この時間制料金は、全額ドライバーの給与になります。ですから、稼働実態に合わせまして、この時間制料金を設定したいということでございます。

それから、ちなみにタクシー料金との比較ですけれども、時速20キロ、それからタクシーの方は初乗り料金710円で、297メートルごとに90円、迎車は1.5キロくらいあるだろうとの前提で比較しますと、ここにありますように、2キロの場合は、ユーアイやちよの場合は、540円ですけれども、タクシーの方は1,260円ということで、だいたい概ねですね、タクシー料金の半額以下というのはクリアーできているかなあという試算をした表をつけておきました。以上です。

(会長)

ありがとうございました。ご質問お願いします。

(遠藤委員)

これでタクシーの半額になるのでしょうか。

(ユーアイやちよ)

試算の内容でしょうか。ちなみに2キロメートルの所では、乗車時間が時速20キロですと、6分かかります。また、距離制料金は、乗車距離が2キロですから、1キロ60円ですと、120円。それから、15分以内ですので420円、合計で540円になります。それからタクシー料金の方につきましては、2キロメートルですので、これが、迎車距離が1.5キロあると仮定しまして、千葉県の方の迎車回送料金は、一応2キロメートルまたは1キロメートルを限度として実車扱いをするというのがありましたので、一応それを参考にしまして、1.5キロくらいかなあという感じで、これを加えておきました。それから初乗りが710円で、初乗りを除いた所がですね、90円が6個ありますので、540円、合計で1,450円、この半額が625円です。540円の方が85円ほど下回ると、そういうあくまでも目安ですけれども、こういった感じでございます。

(遠藤委員)

いや、タクシー料金というのは、2キロで710円なのです。これにプラスされてしまった計算というのは、どうなのでしょう。

(ユーアイやちよ)

迎車距離1.5キロと乗車距離2キロ、合計3.5キロという計算です。迎車につきましても、実車扱いという計算なのですから。

(加藤委員)

(料金表の)左側(ユーアイやちよ)が2キロ、3キロ、5キロとなっているのです。しかし、タクシーの方は、3.5、4.5、6.5キロで計算しているのです。だから、1,250円から600円引いた差額を出しているのです。

(遠藤委員)

基準が違うのじゃないかと。

(ユーアイやちよ)

ですから、実際の距離は同じなのですから、ユーアイやちよは、迎車を全く無料でやっているのです、計算に入れなくていいだろうということです。

厳密に書けば、ユーアイやちよの方も、3.5キロとして、(その内)1.5キロは、無料と書けば、もっと分かりやすいのかもしれませんが。

(加藤委員)

遠藤委員がおっしゃるように、ユーアイやちよが2キロ、タクシーも2キロであれば、迎車を入れても710円であるから、2キロ対2キロで比べると、遠藤委員がおっしゃるとおりだと思います。

(ユーアイやちよ)

2キロで比較するならば、(ユーアイやちよは、迎車を1.5キロと仮定しているのです、実車は、)500メートルということになります。実際は、あまりないと思いますね。実際、ありえるような想定で表を作成したのですが。

(加藤委員)

三上さん、タクシーと比較の仕方が違うと思うのですが。

(三上オブザーバー)

運行の実態が、タクシーと福祉有償運送では違うと思います。福祉有償運送は、必ず予約があってお迎えがあります。そのお迎えの部分(の対価)をユーアイやちよは、取っていない。同じ運送をタクシーがした場合、タクシーは迎車配送があり、そこから2キロ進む

という理屈になっているのですよね。

(ユーアイやちよ)

タクシーの事業所があり、利用者の自宅があり、介して5キロくらいあるなあというそういうイメージをしたのですけれども。

(三上オブザーバー)

運行実態が違うのですよね。2キロは、1, 250円と言われちゃうと、いやタクシーは、710円ですと。

福祉有償運送と同じ実態でタクシーを運行させた場合はどうだということを考えると、こういうことにもなりうるということですよ。その分の迎車料金というのを、ユーアイやちよは貰ってないから、同じようにした場合には、まあ半分くらいになるということですよ。

(会長)

よろしいですか。他にございますか。

(長倉委員)

この改定というのは、結局、市から支給するお金が増えるということですか。1キロ40円が60円になっちゃうということでしょうか。それを支出できる予算はあるということですか。

(三上オブザーバー)

いや、個々の利用者から貰うお金のことです。市からの補助ではありません。

(長倉委員)

では、ユーアイやちよだけに適用ですか。全部の団体、利用者に適用になるわけではないのですか。

(三上オブザーバー)

個々によって、異なります。他の団体も、対価の協議は、登録の時に、行っていますので。以前、協議が調った対価が今回改定になるということですね。

(長倉委員)

ガソリン代が上がったということで、今回値上げするということですね。

(加藤委員)

では、燃料代が下がったら、減額の改定をしますか。

(やちよ)

まあ、当然、理屈の上では、そういうことになります。でも、一応、タクシー料金の概ね半額というのをクリアーできている間は、ちょっと我慢したいなあと考えております。

(渡邊オブザーバー)

時間外の20%加算というところなのですが、従業員の方の賃金に充てるということで、そのガソリンが上がったのと違うことだと思うのですが、それはどういうことですか。

(ユーアイやちよ)

時間制料金というのは、あくまで賃金に限定しているので、ガソリンの値上げとは、関係ないです。

(渡邊オブザーバー)

そうですね。でも、今回から、時間外の20%加算を始めるわけですね。

(ユーアイやちよ)

これはですね、八千代市においては、以前からこうしておりましたのですが、千葉市につきましては、この該当者がなかったものですから、2月の更新登録の際に、ここまでやってなかったものですから、これも八千代市と同列で設けたいということです。

(会長)

他に何かございますか。それでは、ご質問も無いようですので、これでユーアイやちよのヒアリングを終わりにいたします。お疲れ様でございました。

これで申請団体のヒアリングは全て終了しましたが、次の議題(3)の申請団体の協議についてですが、ここからは、冒頭に事務局からもご説明がありましたように、非公開になりますので、傍聴されている方は、ご退室をお願いいたします。

<非公開>

<会長>

全ての案件を終了させていただいたわけでございます。長時間にわたりましていろいろありがとうございます。事務局におかれましては、この運営協議会の決定結果につきまして、申請団体に対して通知等適切な手続きをお願いしたいと思います。

最後に、議題（４）のその他についてですが、事務局何かございますか。

（事務局）

今後の予定ですが、今年度３月に登録の有効期間を満了する団体がございますので、その協議を２月ごろ考えております。また、追って正式に通知申し上げますのでよろしく願いします。

（会長）

他に何かございますか。

（加藤委員）

四街道市の運営協議会で問題になったのですが、福祉有償運送のドアに貼って輸送することになっていますよね。それが、利用者のみなさんから貼らないで輸送しているのが現認されているという話が出ておりますので、市の方でこの事業者のみなさんに周知徹底の通達を出していただきたいとの要望をいたします。

（事務局）

通達を出すと同時に、団体に表示部分の写真を提出していただき、それを徹底していきたいと思います。

（会長）

他に何かございますか。それでは、本日の案件、終了させていただきます。長時間にわたりました、熱心な議論をいただき、ありがとうございました。

以上